

決裁・供覧

件名	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項に基づく不開示決定について（豊中市野田町1501番）				文書番号		
					近財訟第101号		
伺い文	別紙1参照						
起案	起案日	平成29年7月31日		受付日			
	部署	財務省 近畿財務局 管財部 訟務課		決裁	決裁処理期限日		
				決裁日	平成29年8月2日		
	起案者	[REDACTED]		施行	施行処理期限日		
	連絡先			施行日	平成29年8月4日		
	分類名称	大分類	平成29年度行政文書開示請求		施行先	【受信者】 [REDACTED]	
		中分類	開示決定等		施行者	【発信者】 近畿財務局長	
		名称(小分類)	決裁文書		取扱上の注意		
	取扱区分	秘密区分	なし		格付け	機密性格付け	2
		秘密期間終了日			取扱制限		
指定事由				保存	行政文書保存期間	特定日以後5年	
				保存期間満了時期			
決裁・供覧欄							
備考	文書日付：平成29年8月4日						

決 裁 ・ 供 覧 欄	近畿財務局 総務部 岸山 敏浩（総務部長）【済】
	近畿財務局 総務部 中尾 直樹（総務部次長）【済】
	近畿財務局 総務部 総務課 小西 慶典（総務課長）【済】
	近畿財務局 総務部 総務課 [REDACTED]（課長補佐）【済】
	近畿財務局 総務部 総務課 [REDACTED]（文書係長）【済】
	近畿財務局 総務部 総務課 [REDACTED]【済】
	近畿財務局 総務部 総務課 [REDACTED]【済】
	近畿財務局 管財部 楠 敏志（管財部長）【後閲】
	近畿財務局 管財部 小西 眞（次長）【済】
	近畿財務局 管財部 管財総括第一課 山田 修司（管財総括第一課長）【済】
	近畿財務局 管財部 管財総括第一課 [REDACTED]（国有財産総括専門官）【済】
	近畿財務局 管財部 管財総括第一課 [REDACTED]（国有財産管理官）【済】
	近畿財務局 管財部 訟務課 國富 一郎（訟務課長）【済】
	近畿財務局 管財部 訟務課 [REDACTED]（上席国有財産管理官）【済】

平成29年7月6日付で受理した行政文書開示請求書については、別添「情報公開事務審査票」のとおり不開示とすることが適当と認められるので、別案により開示請求者に対し通知してよろしいか伺います。

(不開示決定した行政文書の名称)

平成29年4月1日～平成29年6月30日までの豊中市野田町1501番地の土地をめぐる森友学園との交渉に関する文書

伺
い
文

行政文書不開示決定通知書

様

近畿財務局長 美並 義人

平成29年7月5日付(平成29年7月6日受付)の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

(行政文書開示請求書に記載された請求する行政文書の名称等)

平成29年4月1日～平成29年6月30日までの豊中市野田町1501番地の土地をめぐる森友学園との交渉に関する文書

2 不開示とした理由

本件事案に係る交渉に関する文書については、その行政文書が存在しているか否かを明らかにするだけで、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある法第5条第6号ロの不開示情報を開示することになることから、法第8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する不開示決定とした。

- * この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、財務大臣に対して審査請求をすることができます。
(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)
- また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

* 担当課等

(問い合わせ先) 近畿財務局 総務部 総務課

TEL: 06-6949-6390

(文書主管課) 近畿財務局 管財部 訟務課

TEL: 06-6949-6553

請求者等の住所（所在地） 及び氏名（名称）	住 所	〒 [REDACTED]		
	氏 名	[REDACTED]		
	電 話	Tel・Fax [REDACTED]		
	備 考	連絡先	[REDACTED]	
請求に係る行政文書の件名	平成29年4月1日～平成29年6月30日までの豊中市野田町1501番地の土地をめぐる森友学園との交渉に関する文書			
受 理 年 月 日	平成29年7月6日			
主 管 課 等	・管財部 訟務課 ・担当者 [REDACTED] 内線 [REDACTED]			
開示請求書の補正を要した場合 の日数等	補正に要した日数 0日（決定期限予定 8月7日）			
決 定期間延長通知書の 送 付 日 等	送 付 日	平成 年 月 日		
	延長理由			
	延長期限	平成 年 月 日（延長期間 日）		
期 限 延 長 の 特 例	送 付 日			
	延長理由			
	延長期限			
第三者情報の調査手続 （意見書提出に係る適用条項 法第13条第1項 任意 法第13条第2項 必要）	照 会 先			
	内 容			
	照 会 日			
	回 答 日			
	結果通知			
事 案 の 移 送	移 送 先		移送年月日	
開示判定等審査委員会	開催日・	平成 年 月 日		
	結 果			
本省地方課への照会	概 要	平成 年 月 日		
開 示 可 否 の 決 定 等	1 開示 2 一部開示 3 不開示 ④ 存否 5 不存在	〔理由〕 本件事案に係る交渉に関する文書については、その行政文書が存在しているか否かを明らかにするだけで、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある法第5条第6号ロの不開示情報を開示することになるため。		
決 定 書 等 の 送 付	平成 年 月 日			
開 示 の 実 施	実 施 日	平成 年 月 日		
	手 数 料	閲覧 件 円	写し 枚 円	
	郵 送 等	有・無	送付に要する費用	未・済（受領日・・・円切手・証票）
備 考				



別紙様式第1号

平成29年7月5日

行政文書開示請求書

近畿財務局長 殿

(フリガナ)

氏名又は名称 (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒

連絡先 (連絡先が上記の本人以外の場合には、連絡担当者の住所・氏名・電話番号等)

TEL (FAX)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号) 第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

平成29年4月1日～平成29年6月30日までの
豊中市別田町1501番地の土地をめぐる森友学園との交渉に関する文書

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()

<実施の希望日> 平成 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。(※別途郵送料が必要です。)

	金額 円
	領収証書番号

*この欄は記入しないでください。

担当課等	部 (所)	課	TEL	(内)
備考				